

計画年度
平成23年度～
平成32年度

和歌山県における獣医療を提供する体制の 整備を図るための計画書

平成24年2月
和歌山県

目次

ページ

獣医療を提供する体制の整備を図るための和歌山県計画

獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制の整備基本方針	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	2
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	6
(1) 診療施設別の整備目標	
(2) 地域における診療施設の整備目標	
(3) 小動物診療施設の整備目標	
第2 獣医師の確保に関する目標	7
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	8
1 計画的な取組が必要と見込まれる地域	
2 各地域における獣医療の必要性	
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	9
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する事項	9
1 公務員・産業動物分野	
2 小動物分野	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	10
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 広報活動の充実	

獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制の整備基本方針

平成22年8月、国では、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づき、平成32年度を目標とする「獣医療を提供する体制を整備するための基本方針」を公表した。これを受け、県では国の基本方針に則し、以下に掲げた本県における獣医療の現状や課題対応への考え方などを踏まえ、「和歌山県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を策定することとした。

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな役割を担ってきたが、近年獣医療を取り巻く状況には大きな変化が見られる。

近年、消費者の「食」に対する意識の高まりから、安全で良質な畜産物の安定供給に対するニーズが高まる中、国内での高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が発生したことにより、家畜伝染病発生に備えた危機管理体制の強化や予防防疫の強化が求められている。

また、家畜伝染病だけでなく、サルモネラや病原性大腸菌等の病原性微生物・有害化学物質で汚染された畜産物による消費者への危害リスクを低減するため、生産農場等における危害要因分析・重要管理点（HACCP）手法の実践が求められている。

このようなことから、畜産物の安全確保や県内畜産振興を図る上で、獣医師の一層の貢献が重要となっている。

しかしながら、近年、獣医学生の小動物臨床への志向が高まり、産業動物獣医師・公務員獣医師の確保が困難になってきている。

本県における安全で良質な畜産物の安定供給を今後も継続し、かつ県内の畜産振興を図っていくためには、産業動物獣医師・公務員獣医師の確保が喫緊の課題となっている。

また、小動物分野の獣医療においては、近年の急激な生活様式の変化に伴う様々な飼育環境に対応した、適切かつ高度な獣医療の提供および、動物愛護の普及啓発が求められている。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は次のとおりである

(単位：箇所)

地 域	診療施設数 (平成23年 12月現在)	内 容						
		県	市町村	農業協 同組合	農業共 済組合	法人その 他の団体	獣医系 大学	個人開 施設
紀北地域	1	1	0	0	0	1	0	1
紀南地域	2	2	0	0	0	1	0	3
合計	3	3	0	0	0	2	0	4

※本県の産業動物診療は、家畜保健衛生所で実施していることから、法人・個人開設施設について、本計画では考慮しないものとする。

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設における施設整備の状況は表1、主要な診療機器整備の現状は表2のとおりである。

表1 施設整備の状況（平成23年12月）

（単位：箇所）

地域	開設者区分	調査						備考
		施設数	病性鑑定 施設	解剖室	焼却 施設	X線 装置	うちX線 診察室有り	
紀北地域	県（家保等）	1	1	1	1	0	0	
	市 町	0	0	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人等	0	0	0	0	0	0	
	個人開業施設	0	0	0	0	0	0	
	計	1	1	1	1	0	0	
紀南地域	県（家保等）	2	0	1	1	0	0	
	市 町	0	0	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人等	0	0	0	0	0	0	
	個人開業施設	0	0	0	0	0	0	
	計	2	0	1	1	0	0	
合計	県（家保等）	3	1	2	2	0	0	
	市 町	0	0	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人等	0	0	0	0	0	0	
	個人開業施設	0	0	0	0	0	0	
	合計	3	1	2	2	0	0	

表2 診療機器等の整備状況（平成23年12月）

（単位：台）

地域	開設主体	血液	ガス	高速液	分光	自動	蛍光	イオ	超	リアル	ゲ	核酸電	UVサ	デ
		生化学分析装置	クロマトグラフ	体加温装置	光度計	血球計算機	分光光度計	ンクマトグラフ	超音波診断装置	タイムPCR	撮影装置	気泳動パルスフィールド電気泳動装置	ンプル撮影装置	ンシトメーター
紀北地域	県（家保等） 市 町 農業協同組合 農業共済組合 その他法人等 個人開業施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
紀南地域	県（家保等） 市 町 農業協同組合 農業共済組合 その他法人等 個人開業施設	2				1			2					
	計	2				1			2					
合計	県（家保等） 市 町 農業協同組合 農業共済組合 その他法人等 個人開業施設	3	1	1	1	2	1	1	3	1	1	1	1	1
	合計	3	1	1	1	2	1	1	3	1	1	1	1	1

(単位：台)

地域	開設主体	顕微鏡	マイク	感染防止対策	バイオハザード対策	自動固定	遠心分離器	超低温フリーザー	家畜電気屠殺装置	紫外線光触媒脱臭装置	オートクレーブ	乾熱滅菌器	孵卵器	ドラフトチャンバー
		プレートリーダー	凍結切片作成装置	用キャビネット	装置	装置	装置	装置	装置	装置	装置	装置	装置	装置
紀北地域	県（家保等） 市 町 農業協同組合 農業共済組合 その他法人等 個人開業施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1
	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1
紀南地域	県（家保等） 市 町 農業協同組合 農業共済組合 その他法人等 個人開業施設	2					2		1		2	2		
	計	2					2		1		2	2		
合計	県（家保等） 市 町 農業協同組合 農業共済組合 その他法人等 個人開業施設	3	1	1	1	1	3	1	2	1	3	3	3	1
	合計	3	1	1	1	1	3	1	2	1	3	3	3	1

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所では、県内家畜伝染病防疫、飼養衛生管理による生産性の向上並びに安全で良質な畜産物の生産に資するため、防疫体制の整備や生産者への支援・指導の実施を推進する。特に、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生時の迅速な防疫措置に必要な備蓄資材の充実を図る。

また、家畜診療については、家畜衛生指導業務と兼務であることから、効率的に業務を実施するために必要な検査機器や診療機材等の整備や充実を図る。

イ 病性鑑定施設

病性鑑定施設については、家畜伝染病の迅速な診断と、畜産物の安全を確保するために必要な病性鑑定機能の充実・強化や検査効率向上に必要な機器の整備等を行う。

(2) 地域における診療施設の整備目標

紀北・紀南地域

本県の産業動物診療は家畜保健衛生所（2家保・1支所）で実施しており、家畜防疫・衛生管理指導業務と並行して診療を行っていることから、より効率的な診療を行えるような機器の整備を推進する。

また、有事の際における人員配置などについても、各家畜保健衛生所間で柔軟に対応できるよう連携の強化を図る。

(3) 小動物診療施設の整備目標

小動物診療施設については、飼育者から専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、他の民間検査施設の利用等により、過剰な設備投資とならないよう配慮しながら必要な施設及び検査機器等を整備することが望まれる。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

平成32年を目標年度とする公務員獣医師（農林水産部）の確保目標は次のとおりとする。

（単位：人）

地 域	平成23年12月現在における獣医師数	平成32年度における獣医師の確保目標	確保すべき人数
紀北地域	19	19	3
紀南地域	21	21	5
合 計	40	40	8

※本県の産業動物診療は、公務員獣医師（農林水産部）が実施しているため、産業動物獣医師＝公務員獣医師（農林水産部）となっている。

2 獣医師の確保対策

近年、新規獣医師の多くが小動物臨床分野に就職することにより、産業動物臨床・公務員獣医師分野の獣医師が慢性的に不足している。産業動物分野や公務員分野は、小動物分野と比べ業務内容や社会的意義を知る機会が少なく、特に公務員分野では、待遇面での格差が大きいことなどが原因ではないかと考えられる。

本県では産業動物診療施設は家畜保健衛生所のみであり、診療獣医師も県職員であることから、近年、公務員獣医師の確保に苦慮している状況である。また、家畜保健衛生所では、家畜保健衛生業務に併せ、家畜診療業務も実施しているため、獣医師数の減少は深刻で、定員確保に向けた対策が必要となっている。

よって、本県では獣医職職員を確保し、本県獣医療の充実を図るため、以下の取組を実施する。

獣医学生が産業動物・公務員分野の情報により多く触れることのできる機会を確保するため、獣医系大学への職員採用案内や業務内容等情報の提供、就職説明会への参加、ホームページでの採用案内を継続して実施するとともに、インターンシップ制度の導入を実施し、積極的な在学生の就業体験を受け入れる。

また、公務員獣医師の待遇面では初任給調整手当をはじめとする手当関係の増設・増額要求に対しても、継続的かつ積極的に取り組むこととする。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

1 計画的な取組が必要と見込まれる地域

診療施設の整備に関する目標または獣医師の確保目標を達成するための計画的な取組が必要と見込まれる地域は、次のとおりである。

地 域	市 町 村 名
紀北地域	和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市、岩出市、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、
紀南地域	御坊市、日高町、日高川町、みなべ町、印南町、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、串本町、古座川町

2 各地域における獣医療の必要性

1) 紀北地域

紀北地域では、平野部で乳用牛・採卵鶏・肉用鶏が、中山間地帯では肥育牛を中心とした肉用牛が飼育されている。肉用牛にあつては県内ブランドである「熊野牛」の生産、鶏にあつてはブロイラー生産団地および集団による鶏卵生産が行われている。乳用牛・肉用牛に対しては、乳房疾患や消化器疾患など生産性を阻害する疾病に対する適切な獣医療の提供が必要とされている。また、鶏においてはブロイラー、採卵鶏養鶏ともに飼養規模が大きく、特に飼養衛生・伝染病防疫に対する獣医療の提供が必須である。

2) 紀南地域

紀南地域では、繁殖和牛・乳用牛、ブロイラーを中心として飼育されている。また、養蜂では全国有数の飼養蜂群を誇っている。繁殖和牛については、消化器疾患や繁殖障害などに対する獣医療の提供が必要である。また、鶏においてはブロイラー飼養の規模が大きく、特に飼養衛生・伝染病防疫に対する獣医療の提供が必要である。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

家畜保健衛生所を含めた県及び市町村、畜産関係団体、飼養者は、家畜伝染病や不明疾患に対するサーベイランス体制を強化し、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫のような悪性伝染病、または人獣共通伝染病の発生に的確に対応出来る組織力を強化する。

そのために、各関係機関との連携をより強化し、知識・情報の共有化を図るとともに、家畜防疫員および獣医師以外の作業協力者も確保し、防疫体制の充実を図るものとする。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 公務員・産業動物分野

産業動物診療を兼務している家畜保健衛生所職員は、行政上の知識に加え、診療上の知識や技術も必要となっている。

このため、行政上必要な知識については、国が実施する家畜衛生講習会や中央研修会、他団体が実施する研修会等へ積極的に参加し、参加後は伝達講習会などにより知識の普及を図る。

また、診療分野については、農業共済組合や県獣医師会が開催する研修会や学会等への積極的な参加を通じ、臨床に関する知識・技術の向上を図る。

2 小動物分野

小動物分野においては、実践的獣医療技術は勿論のこと、コンパニオンアニマルを対象とする獣医師として、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、法令遵守や職業倫理、動物福祉についても修得することが重要である。

このため、新規獣医師だけでなく、経験者に対しても技術・知識の向上・維持に努める他、公衆衛生上の観点から狂犬病などの人獣共通感染症に関する知識・技術の修得も必要であることから、県獣医師会の実施する技術研修、講習会などへの参加の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適正に獣医療が提供できる体制の整備

行政分野においては、家畜衛生行政に加え、公衆衛生・動物愛護など、幅広く地域の獣医療の状況を把握するとともに、家畜保健衛生所や保健所などによる指導体制の整備や、県獣医師会と連携した獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

2 飼育者の衛生知識の普及・啓発等

県や県畜産関係団体は、伝染病の発生予防やまん延防止のための知識・技術の一層の啓発に努め、品質面、安全面で優れた畜産物を生産するための取組を実施する。

3 広報活動の充実

県は、家畜衛生情報や獣医療に関する情報を県民に対し正しく、迅速に伝えるよう努め、獣医療の果たす役割についての県民に理解醸成と家畜飼育者に対する衛生知識の啓発普及に努める。

